

## 【中国】 電信ネットワーク詐欺防止法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2022年9月2日制定の電信ネットワーク詐欺防止法は、インターネット等を使った詐欺を防止するための措置を定め、関係する詐欺犯罪に対する処罰規定を詳細化し、強化した。

### 1 背景と経緯

中国では、インターネットを利用した事件が増加している<sup>1</sup>一方、2020年には、詐欺事件の立件数が刑事事件の種類別で最多となり<sup>2</sup>、特にインターネット、電話等の電信ネットワーク詐欺の多発が社会問題となっている<sup>3</sup>。最高人民法院（最高裁判所に相当）等の機関では、刑法の詐欺罪<sup>4</sup>適用に関する規定等の関係文書を整備した<sup>5</sup>が、2021年4月、習近平国家主席は、電信ネットワーク詐欺に対し、法整備を含む全面的な対策強化を指示し<sup>6</sup>、同年10月、電信ネットワーク詐欺防止法の草案が全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会に提出され<sup>7</sup>、2022年9月2日の同会議で可決・公布、2022年12月1日に施行された<sup>8</sup>。

### 2 概要

#### (1) 章構成

全7章50か条から成る。第1章：総則（第1条～第8条）、第2章：電信の統制（第9条～第14条）、第3章：金融の統制（第15条～第20条）、第4章：インターネットの統制（第21条～第26条）、第5章：総合的措置（第27条～第37条）、第6章：法的責任（第38条～第48条）、第7章：附則（第49条、第50条）。

#### (2) 総則（第1章）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年1月16日である。

<sup>1</sup> 全国の人民法院（裁判機関）が処理したインターネット関係犯罪案件は、2017年から2021年の間増加し続け、5年間の処理件数のうち約36%が詐欺罪に関するものであった。「司法大数据专题报告显示—涉信息网络犯罪案件量逐年上升，诈骗罪占比最高—」2022.8.1. 最高人民法院 <<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-368161.html>>

<sup>2</sup> 「24-3 公安机关立案的刑事案件及构成」国家统计局編『中国统计年鉴2021』2021. <<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2021/indexch.htm>>

<sup>3</sup> 「国新办就打击治理电信网络诈骗犯罪工作进展情况举行发布会」2022.4.14. 中国网 <[http://www.china.com.cn/zhibo/content\\_78161580.htm](http://www.china.com.cn/zhibo/content_78161580.htm)>

<sup>4</sup> 刑法（「中华人民共和国刑法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTZhNjM2YTAXNzk4MjJhMTk2NDJjOTI%3D>> 2020年12月26日改正、2021年3月1日施行）第266条（詐欺罪）は、詐欺額や重大性に応じて3段階に分け、懲役（①3年以下、②3年以上10年以下、③10年以上又は無期）等を科す。

<sup>5</sup> 電信ネットワーク詐欺の認定・量刑については、次の文書等がある。「最高人民法院 最高人民检察院 公安部 关于办理电信网络诈骗等刑事案件适用法律若干问题的意见」2016.12.20. 最高人民法院 <<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-33361.html>>; 「最高人民法院 最高人民检察院 公安部关于办理电信网络诈骗等刑事案件适用法律若干问题的意见（二）」2021.6.22. 最高人民法院 <<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-310161.html>>

<sup>6</sup> 「习近平对打击治理电信网络诈骗犯罪工作作出重要指示强调 坚持以人民为中心 全面落实打防管控措施 坚决遏制电信网络诈骗犯罪多发高发态势 李克强作出批示」2021.4.9. 新华网 <[http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2021-04/09/c\\_1127313085.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2021-04/09/c_1127313085.htm)>

<sup>7</sup> 「关于《中华人民共和国反电信网络诈骗法（草案）》的说明—2021年10月19日在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十一次会议上」2022.9.2. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202209/7019159f23fd4e93ab5617b0d98cdb68.shtml>>

<sup>8</sup> 「中华人民共和国反电信网络诈骗法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4MmNmNWMyMjAxODJmZDU0NDIxMDIzZDY%3D>> （中華人民共和国主席令第119号）

本法は、電信ネットワーク詐欺活動の抑制・処罰、電信ネットワーク詐欺防止活動の強化、公民及び組織の合法的権利・利益の保護、社会の安定及び国家の安全の維持等のため制定される（第1条）。本法の電信ネットワーク詐欺は、不法占有目的で、電信ネットワークを利用し、遠隔、非接触等の方法を通じ、公私の財物を詐取する行為をいう（第2条）。中国国内で行われ、又は中国国民が国外で行う電信ネットワーク詐欺活動の摘発・防止には、本法を適用する（第3条）。

### (3) 電信の統制（第2章）

電信業<sup>9</sup>事業者は、電話利用者の実名情報登録制度<sup>10</sup>を全面的に実施しなければならない（第9条）。電話カード<sup>11</sup>の発行は国の規定の制限数を超えてはならない（第10条）。電信業事業者は、詐欺に関与した疑いのある電話カード利用者の実名認証を行い（第11条）、なりすまし電話をブロックし、発信元を追跡しなければならない（第13条）。いかなる組織・個人も、電話番号を偽装するソフトウェア等を不法に製造、販売等してはならない（第14条）。

### (4) 金融の統制（第3章）及びインターネットの統制（第4章）

金融機関等は異常な口座開設を拒否する権利等を有し（第16条）、異常な口座・取引の監視を強化し、防止措置を講じなければならず、そのために利用者のIPアドレス等の情報を収集することができる（第18条）。電信業事業者等は、インターネット接続等サービスの利用者に対し実名情報の提供を求めなければならず<sup>12</sup>、提供しない利用者にサービスを提供してはならない（第21条）。インターネットサービスプロバイダは、詐欺に関与する疑いのあるアカウントに対し改めて認証を行い、サービス停止等の措置を採らなければならない（第22条）。

### (5) 総合的措置（第5章）

いかなる組織・個人も、電話カード、銀行口座、アカウントの不法な売買等をしてはならない（第31条）。国务院の決定等により、公安部門等は詐欺活動の多発する地域に対し、特別なリスク防止措置を採ることができ（第35条）、当該地域で詐欺に関与した疑いのある者に対し、出入国管理を行う移民管理機構は、移動禁止措置を採ることができる（第36条）。

### (6) 法的責任（第6章）

電信ネットワーク詐欺活動又はそのほう助が犯罪に該当するときは、刑事責任を問われる。該当しないときは、10日以上15日以下の拘留<sup>13</sup>等に処す（第38条）。電信業事業者が電話カードの実名登録等の責務を果たさない（第39条）、銀行業金融機構等がリスク管理措置を実施しない（第40条）、電信業事業者又はインターネットサービスプロバイダが実名登録の責務を果たさず、不審なアカウントの認証を行わない（第41条）等の事実があるときは、主管部門が是正を求め、軽微な場合は、警告、5万元以上50万元以下の過料等に処す。重大な場合は、50万元以上500万元以下の過料に処し、主管部門が業務停止、営業許可・免許の剥奪等を併科し、また、直接の責任者を1万元以上20万元以下の過料に処することができる。

<sup>9</sup> 電信条例（「中华人民共和国电信条例」中国政府网 <[http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content\\_5574368.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content_5574368.htm)> 2016年2月6日改正・施行）第8条は、公共ネットワークインフラ、データ・電話通信等を提供する基礎的電信業と、公共ネットワークインフラを活用した電信、情報サービス等を提供する付加的電信業とに区分する。

<sup>10</sup> 「电话用户真实身份信息登记规定」中国政府网 <[http://www.gov.cn/zhengce/2022-08/23/content\\_5722716.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2022-08/23/content_5722716.htm)> 2013年7月16日公布、同年9月1日施行

<sup>11</sup> 中国語原文は「电话卡」。携帯電話のSIMカード等を指す。

<sup>12</sup> 2012年の全人大代表常務委員会の決定で、プロバイダによる利用者の実名登録義務が規定された。「全国人大常委会关于加强网络信息保护的決定」2012.12.28. 中国政府网 <[http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/28/content\\_2301231.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/28/content_2301231.htm)>

<sup>13</sup> 刑事処罰の対象ではないが公共・社会を害する行為に対し、公安機関が行う治安管理处罰の一つ（行政拘留）。